

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 年 二 月 二 十 八 日

目 次

監査委員告示

○ 財政的援助団体等の監査の結果
○ 包括外部監査の結果

(監 査 委 員)
(同)
一 七

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十年一月十八日から同年二月二十八日までに執行した財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

平成二十年二月二十八日

岐阜県監査委員 駒 田 誠
岐阜県監査委員 渡 辺 猛
岐阜県監査委員 帆 刈 信 一
岐阜県監査委員 河 合 洌
岐阜県監査委員 水 谷 雄 二
岐阜県監査委員 神 戸 正 雄

1 出資・出捐団体

実施年月日	実施団体名	区分	監 査 結 果
平成20年 1 月18日	財団法人岐阜県浄水事業公社	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	財団法人岐阜県研究開発財団	指摘	先端科学技術体験センターにおいて実費材料代の現金収入を伴うワークショップ体験を年間53回実施していたが、収納した現金の金融機関への払い込みが2件23,700円遅延していたので、今後は適正

平成20年 1 月22日	長良川鉄道株式会社	財団法人岐阜県魚苗センター	指導	固定資産である掃水ポンプの廃棄を行っていたが、規則に基づく処分の決定が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	競争入札によるべき案件であったが、すでに保有している車両との関係から、特定の業者から車両を購入すべき理由があるので、その理由をもって随意契約とすべきであった。今後は実態に即した適正な手続を執られたい。	
			指導	固定資産等の物品について、毎年 1 回の現物実査が行われていなかったため、今後は適正な管理に努められたい。		
			指導	情報セキュリティ人材育成研修実施業務委託契約について、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 講師料金の予定価格を算定するにあたり、明確な根拠に基づいていなかった。 2 「次期研修に向けたグラフィックアツク作業」について、履行確認がなされなかった。		
			指導	重軌条（レール）の交換に伴う物品の処分事務において、競争入札とすべきところ、見積合わせによる随意契約が行われていた。また、その支出にあたり検査調書を作成すべきであるのに作成されていなかった。今後は適正な手続を執られたい。		
平成20年 1 月24日	財団法人岐阜県産業デザインセンター	財団法人岐阜県イペント・スポーツ振興事業団	指導	代表者印の管理者及び使用手続が明確ではなかったため、必要事項を定め、適正に管理されたい。	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
			指導	工事及び委託事業において、検査調書の作成が必要であるにもかかわらず、検査調書が作成されていない契約が見受けられたので、今後は適正に処理されたい。		
			指導	ダイオキシン類分析の委託業務契約について、検査調書が作成されていなかったため、今後は適正に処理されたい。		
			指導	領収書用紙の管理において、管理簿による使用状況の把握及び連番による管理が行われていなかったため、今後は適正な管理に努められたい。		
平成20年 1 月24日	財団法人岐阜県健康衛生検査センター	財団法人岐阜県健康衛生検査センター	指導	切手及び収入印紙について、現物と管理簿の残高が一致しなかったため、所要の措置を講ずるとともに、今後は適正な管理に努められたい。	退職給与引当金について、勤続	
			指導	車両の購入事務における選定委員会において、2 社から見積書を徴取し、安価な見積書を提出した業者と随意契約により購入することを決定していた。契約規程上、		

康長寿財団	社団法人岐阜県農畜産公社		年数の計算誤りにより117,656円が過大計上となっていたので、今後は適正に処理されたい。
		指摘	東濃牧場の堆肥販売及び東濃まきは館での飲食代の収入事務において、収納した現金の金融機関への払い込みが10日以上遅延しているものが多数あったので、今後は適正に処理されたい。
		指導	東濃牧場における堆肥販売の収入事務において、収納の都度行うべき調定が、毎月末にまとめて行われていたので、今後は適正に処理されたい。
		指導	第一種日雇雇用職員の雇用事務において、通算して2年を超える雇用を行っていた事例が認められたので、今後は適正に処理されたい。
平成20年1月29日	財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター		特に指摘及び指導する事項はなかった。
			特に指摘及び指導する事項はなかった。
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
平成20年2月6日	岐阜県住宅供給公社	指導	クーケンシヨツプ24の会議室賃料の現金収入事務において、領収書の発行を確認できないものが散見されたので、今後は適正に処理されたい。
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		指導	仮払金の管理事務において、帳簿残高が20,000円過大計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
平成20年1月18日 ～平成20年2月6日	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指導	退職給与引当金について、平成17年以前の旧規程に基づく支給割合で計算し、4,397,809円が過小計上となっていたので、今後は適正に処理されたい。
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
		特に指摘及び指導する事項はなかった。	
平成20年1月18日 ～平成20年2月6日	財団法人岐阜県環境管理技術センター	指導	備品購入に係る支出事務において、支払済みの請求書に支払済印が押印されていたので、今後は適正に処理されたい。
		指導	固定資産の処分事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 買受人がいない又は売却価額が売却に要する費用の額に達していないことを証する資料が徴取されていないかった。 2 撤去又は廃棄に関する報告書が作成されていないかった。
		指導	パソコン等の購入契約425,250円について、請書の提出を受けていなかったもので、今後は適正に処理されたい。
		指導	

指摘	【寿楽苑】 旅費及び費用弁償の支出事務において、計算誤りによる 9 件992 円の過払いが生じていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指導	【寿楽苑】 指定管理者として老人デイサービス事業を実施しているが、条例に規定された休業日（12月29日から 1 月 3 日）にあらかじめ知事の承認を得ないで業務を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
指導	【はなの木苑】 生産品の支払い事務において、苑長の決裁を受けた販売価格より安価な価格で販売されている花の苗があったので、今後は適正に処理されたい。
指摘	【はなの木苑】 ゼルーアホーム業務委託（2,520,000円）の契約事務において、契約審査会に諮るべき案件にもかかわらず、審査会が開催されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
指導	【清流園】 授産製品の販売売上による現金の受領が発生しているが、平成19 年11 月 1 日以降現金出納帳が記帳されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指導	【清流園】 貸借対照表の棚卸資産に、洗剤等の製品及び製麺用の原材料が計上されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

指摘	【幸報苑】 給食費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 給食材料の単価契約締結に当たり、出納員への事前合議が行われていない品目があった。 2 単価契約していない品目について、単価契約の執行として支出されていた。 3 出納員への事前合議を行わずに業者から購入し、支出していた取引があった。
【ひまわりの丘第二学園】 特に指摘及び指導する事項はなかった。	
【三光園】 特に指摘及び指導する事項はなかった。	

また、監査対象とした出資・出捐団体を所管する機関に対して、次のとおり指導を行った。

実施年月日	機 関 名	出資・出捐団体名	区 分	監 査 結 果
平成20年 1 月 18 日～平成20 年 2 月 6 日	健康福祉政策課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指導	社会福祉法人岐阜県福祉事業団が指定管理者となっている県立寿楽苑について、指定管理業務に関する協定では各業務の実施状況の報告を求めているが、事業報告書に老人デイサービスの事業の実施状況の記載がなかったため、今後は記載を確認するなど適正に処理されたい。

2 補助金等交付団体

実 施 年 月 日	補助金等の名称	実施団体名	監 査 結 果
平成20年2月28日	岐阜県私立学校 教育振興費補助 金	学校法人聖徳学園	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金		
	岐阜県私立学校耐震整備事業費補助金		
	日本まんなか共和国文化首都事業補助金	日本まんなか共和国文化首都美濃市実行委員会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県私学教職員退職金社団補助金	社団法人岐阜県私学教職員退職金社団	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県看護研修施設運営費補助金	社団法人岐阜県看護協会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	院内感染対策施設整備費補助金	特定・特別医療法人博愛会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	がん診療施設施設整備費補助金		
	看護師勤務環境改善施設整備補助金		
	がん診療施設設備整備事業費補助金		
	岐阜県精神障害者等関係施設費	医療法人春陽会	特に指摘及び指導する事項はなかった。

補助金			
岐阜県院内保育所運営事業費補助金			
岐阜県老人福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人成蹊会 社会福祉法人登壇会 社会福祉法人多治見清涼会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金	社会福祉法人城山会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県障害者グループホーム等整備費補助金	社会福祉法人岐阜県いちいちい会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県運輸事業振興助成交付金	社団法人岐阜県トラック協会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県商工会及び商工会議所補助金	揖斐川町商工会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	中津川北商工会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
中小企業ものづくり総合支援事業費補助金	岐阜北ペイント株式会社		特に指摘及び指導する事項はなかった。
ひだみの観光推進協議会負担金	ひだみの観光推進協議会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県観光交流推進事業補助金	中津川ふるさとじまん祭実行委員会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県職業能力開発協会補助金	岐阜県職業能力開発協会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
農業協同組合活動	岐阜県農業協同組合		特に指摘及び指導する事項はなかった。

動促進事業費補助金	合中央会	る事項はなかった。
学校給食地産地消推進事業費補助金		
岐阜県農業農村整備事業補助金	席田井水土地改良区	特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県土地地区画整理事業及び市街地再開発事業補助金	岐阜市則武新田土地地区画整理組合	特に指摘及び指導する事項はなかった。
24国体特殊器具整備事業交付金	岐阜県馬術連盟	特に指摘及び指導する事項はなかった。
24国体強化コーチ育成事業交付金		
トッポコーチ招聘事業交付金		
ジュニアグローアツプ作戦事業交付金		
トッポコーチ招聘事業交付金	岐阜県ゴルフ連盟	特に指摘及び指導する事項はなかった。
ジュニアグローアツプ作戦事業交付金		
中・高連携強化事業交付金		
「スポーツ王国・ぎふ」づくり強化指定交付金	中京高等学校体育後援会	特に指摘及び指導する事項はなかった。

また、監査対象とした補助金等を所管する機関に対して、次のとおり指導を行った。

実施年月日	機 関 名	補助金等交付団体名	区分	監 査 結 果
平成20年2月28日	高齢福祉課	社会福祉法人城山会	指導	社会福祉法人城山会にかかると岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金について、当該団体が毎年度行うべき利用者の事務費本人徴収額の認定についての検証を行わずに補助金を交付していたので、適切な措置を講ずるとともに、今後は適正に処理されたい。

3 指定管理者

実 施 年 月 日	施設名称	実施団体名	区分	監 査 結 果
平成20年1月18日	養老公園	イビデングリーンテック株式会社		特に指摘及び指導する事項はなかった。
平成20年1月22日	各務原公園	技研・昭和・東海各務原公園管理業務特別共同体		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	世界淡水魚園	株式会社オアシスパーク		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場	恵那市		特に指摘及び指導する事項はなかった。
平成20年1月24日	岐阜県百年公園	青協・吉村・昭和業務特別共同体		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県グリー	各務原市	指導	指定管理物品である

	ーンスタジ ラム		アメリカンソフトボ ール用品について、県 への協議、報告等を行 わずに他団体へ貸出し を行っていたので、速 やかに措置するととも に今後は適正に処理さ れたい。
平成20年1月29日	平成記念公 園	株式会社フアー ム	特に指摘及び指導する事項 はなかった。
	岐阜県長良 川ス波特 ラサ	株式会社三和サ ービス	特に指摘及び指導する事項 はなかった。

また、監査対象とした施設を所管する機関に対して、次のとおり指導を行った。

実 施 年 月 日	機 関 名	指定管理者名	区分	監 査 結 果
平成20年1月18日	街路公園課	イビデンケリ ンテック株式会 社	指導	指定管理業務に関す る協定において、年間 の事業報告書及び半期 毎の運営収支報告書を 期間終了後1カ月以内 に提出するよう定めら れているが、次の各指 定管理者からの提出が 遅延していたので、今 後は適正に処理するよ う指導されるとともに、 必要に応じて提出期限 について検討されたい。
平成20年1月22日		技研・昭和・東 海各務原公園管 理業務特別共同 体		1 養老公園指定管理 者
		株式会社オアシ スパーク		2 各務原公園指定管 理者
平成20年1月24日		青協・吉村・昭 和業務特別共同 企業体		3 青協・吉村・昭和 業務特別共同企業体 指定管理者
平成20年1月29日		株式会社フアー ム		4 株式会社フアー ム指定管理者
		財団法人花の都 ぎふ花と緑の推 進センター		5 財団法人花の都 ぎふ花と緑の推進セ ンター指定管理者

				各務原公園管理業務 特別共同体
				3 世界淡水魚園指定 管理者
				株式会社オアシ パーク
				4 岐阜県百年公園指 定管理者
				青協・吉村・昭和 業務特別共同企業体
				5 平成記念公園指定 管理者
				株式会社フアー ム
				6 花フェスタ記念公 園指定管理者
				財団法人花の都 ぎふ花と緑の推進セ ンター
平成20年1月22日	ス波特健 康課	恵那市	指導	岐阜県クリスタルパー ク恵那スケート場の指 定管理業務に関する協 定では、毎月の業務報 告書に料金収入の状況 を含めて提出するよう 定めているが、記載の ないまま報告を受けて いた月があったので、 今後は適正に処理する よう指導されたい。

岐阜県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事及び岐阜県教育委員会から平成十八年度包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により次のとおり公表する。

平成二十一年二月二十八日		橋本 隆二 堀内 一彦 田中 博 堀内 隆二 堀内 隆二 堀内 隆二 堀内 隆二 堀内 隆二	
岐阜県知事及び岐阜県教育委員会から通知のあった措置の概要は次のとおりである。 平成18年度 包括外部監査の結果及びこれに対して講じた措置 ○県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について 1 共通			
結果の概要		左記に対して講じた措置	
項目	概要	毎年度実施する備品実査において遊休備品の有無を把握します。該当する備品がある場合は、県その他の機関に対し利用希望の照会を行い、管理換等による有効利用を図ります。 (情報科学芸術大学院大学) 現物実査において備品の保管状況について毎年確認しています。また、使用状況についても把握し、遊休備品については適切に処理します。 (岐阜県立看護大学)	
遊休備品について	現物実査において遊休備品の有無を把握するよう徹底すべきである。		
備品の除却に関する規則について	除却に関する実務的なフローが整備されておらず、当然必要と考えられる除却対象資産とその除却状況の写真、業者の引取証などの書類添付を必要としない	会計規則取扱要領第99条関係を改正し、物品の除却手続については具体的な添付資料を例示したほか、物品の不用決定に係る本庁所管課の承認及び出納管理課への合議については、従来は現在評価額	

10万円以上の物品について行うこととしていたところを取得価格100万円以上の物品についても必要とする制度改正を行いました。 (出納管理課) 平成18年12月に備品の購入、管理、処分の方法を規定した「IAM S備品購入・管理マニュアル」を整備し、備品の供用主任者とともにシステム管理専門職により廃棄の受当性確認を行うとともに、事務局教務課及び総務課における「重チャエックを行ったうえで「不用決定」の有無を判断するフロー」を設けました。 (情報科学芸術大学院大学) 平成19年4月の岐阜県会計規則取扱要領改正に準じた備品不用決定に関する手続を明確にし、学内周知を図りました。 (岐阜県立看護大学)	
2 情報科学芸術大学院大学	
結果の概要	
項目	概要
備品実査について	昨今は民間企業で内部統制の整備が叫ばれているため、それらを参考に備品の購入、除却の業務フローを確立し、県備品台帳が一定時点の備品の状況を適切に表すよう整備を行うことが必要である。
備品実査による不明備品の除却について	大量の備品について現物との不突合が発生したという問題に対し、この事実の
会計事務特別検査においては、引き続き物品管理を重点検査項目の一つに位置づけ、現物実査	

2 情報科学芸術大学院大学

結果の概要		左記に対して講じた措置	
項目	概要	平成19年度から稼働した総合財務会計システムは、各所属において「物品一覧表」を随時出力可能とし、備品の登録状況のリアルタイムな把握を容易にしました。	
備品実査について	昨今は民間企業で内部統制の整備が叫ばれているため、それらを参考に備品の購入、除却の業務フローを確立し、県備品台帳が一定時点の備品の状況を適切に表すよう整備を行うことが必要である。	大量の備品について現物との不突合が発生したという問題に対し、この事実の	
備品実査による不明備品の除却について	大量の備品について現物との不突合が発生したという問題に対し、この事実の	会計事務特別検査においては、引き続き物品管理を重点検査項目の一つに位置づけ、現物実査	

報告を受けた出納管理課からも原因の追究を求められており、大学院大学とアカデミーとその原因分析と今後の対応を明らかにすべきであった。 各現地機関の所属長及びその本庁所管課はもちろんのこと、会計事務特別検査を行う出納管理課においてもそれぞれの立場で資産管理についての重要性を再認識し、現場での管理や外部からの牽制が有効となるよう、情報を共有して対応していく必要がある。	の実施状況について把握するとともに物品管理の重要性の意識づけを行っています。 会計規則第92条の3により各所属は物品の現物と物品帳簿を照合する現物実査を年1回以上実施することとしています。その結果のうち一定の不実台事案については、不実台原因と対応状況を各部署管課及び出納管理課へ報告することとし、情報共有を図ることとしました。 平成18年12月に、備品の購入、管理、処分の方法を規定した「A MAS備品購入・管理マニュアル」を整備し、現物との不実台が発生しないよう、備品の納品検査後、直ちに備品台帳への登録及び、備品シールの貼付を行うこととし、職員に徹底しました。 また、従来は年1回であった備品実査を、平成19年度より、既存備品と新規購入備品を対象に年2回実施することとします。 本庁所管課においても、大学院大学事務局が行う備品実査に立ち会うこととするとともに、抜き打ちの特別実査を実施するなど、確実な備品管理を指導していきます。				
備品実査の結果に基づき備品登録について	備品台帳が、実態を正しく表すよう早急に正しい金額に訂正するとともに、購入時に適時適切に登録することを徹底すべきである。				
支出金調書との突き合わせについて	支出金調書といった証拠書類の整備、保存を徹底し、実査の際の確認でもそれらの有無の重要性を認識すべ				

きであると同時に、他の保存義務のある文書が存在も、今一度確認すべきである。 また、平成18年度より会計関係の文書保存年限が改正（延長）されたことを受け、保管年限に応じて保管場所を分け、文書管理の正確性を上げるようにしました。 他の保存義務のある文書についても同様に整理します。	教員間における備品の貸借に関して、大学院大学の現状に即した取扱方針を確立し、大学院大学、アカデミーでの目的に沿った有効な利用であれば記録簿を整備して貸出しを行い、それ以外で特に学外で利用される可能性が高い場合は貸出しを禁止するといった方針を明確にする必要がある。 平成19年3月に「教員管理備品の貸出マニュアル」を整備し、教員が管理する共用備品については、各教員が備品貸出簿により貸出し等の管理を行うよう徹底しました。 また、同マニュアルにおいて学校での教育・研究での使用に限り貸出しを認め、学校目的（展示）以外での学外での使用は禁止しました。		使用不能備品について 大学独自の管理用備品台帳では、使用不能ということとで他の正常備品とは区別し、除却時に当該台帳から削除することとなっているが、県会計規則の備品管理台帳上は除却するまで他の正常備品と何ら区別がされない状況である。 新システムでは管理状況が適時適切に備品管理台帳に反映できるよう、その運用方法の徹底を図る必要がある。	平成18年12月に、備品の購入、管理、処分の方法を規定した「A MAS備品購入・管理マニュアル」を整備し、滅失・廃棄等の手続き後に本校独自の備品台帳と県の備品台帳を同時に修正することとしました。また、使用不能・廃棄備品と確認できるラベルを貼付し、他の備品と区別して管理します。	校舎の耐震補強について 学生や教職員の人命にかかわる耐震補強については、早急に工事計画の検討を行う必要がある。	学生の生命の安全にかかわることであり、今後、耐震構造の専門家に現地調査を依頼するなど、早急に耐震補強について検討を行います。
---	---	--	---	---	---	---

授業料等未収入金について		情報科学芸術大学院大学 学期42条では授業料未納の場合には除籍することができることになっているが、4名は授業料未納のままで修了しており、滞納管理が不十分である。	授業料未納のまま修了した者については、督促状の送付及び滞納整理に鋭意努めた結果、平成18年11月15日には、すべて収納済みとなりました。 また、平成18年9月に「授業料の滞納者に対する取扱い要領」を定め、未納者に係る対応基準を定め、関係教職員において情報の共有を図り、長期未納が発生しない管理体制としました。
授業料免除について	毎月、学生授業料等整理簿を作成することにより、回収すべき額の回収状況について月次で把握する必要がある。	授業料等の収納状況の管理については、平成19年度から導入された総合財務会計システムの収入未納者照会機能を活用し、担当者のみでなく他の総務課職員も定期的に収納状況を確認し督促等を行うなど、長期間の未納者が発生しないような体制としました。	の実施状況について把握するとともに物品管理の重要性の意識づけを行っています。 会計規則第92条の3により各所属は物品の現物と物品帳簿を照合する現物実査を年1回以上実施することとしています。その結果のうち一定の不突合事案については、不突合原因と対応状況を各部署管理課及び出納管理課へ報告することとし、情報共有を図ることとしました。 総合財務会計システムにおける物品管理システム（H19年6月4日運用開始）の運用により、本庁所管課、出納管理課にて現地機関の備品情報を共有できることとなるため、当システムを活用した対応を図ります。
3 岐阜県立看護大学			
結 果 の 概 要		左記に対して講じた措置	
項 目	概 要	牽制機能を高め情報共有を図るため、物品の不用決定に係る本庁所管課の承認及び出納管理課への合議について、従来は現在評価額10万円以上の物品について行うこととしていたところを取得価格100万円以上の物品についても必要とする会計規則取扱要領第99条関係の改正を行いました。 会計事務特別検査においては、引き続き物品管理を重点検査項目の一つに位置づけ、現物実査	
備品実査と台帳整備について	各現地機関の所属長及びその本庁所管課はもちろんのこと、会計事務特別検査を行う出納管理課においてもそれぞれの立場で資産管理について重要性を再認識し、現場での管理や外部からの牽制が有効となるよう、情報共有して対応していく必要がある。	図書の中でも専門書などは高価なものがあり、今後は図書室の一般開放に伴い、ますます不明や借りたまま返却されないものが発生する可能性が高くなると考えられ、一定の管理が求められる。牽制が有効に機能するよう、実査の結果を本庁所管課に報告するような体制を整備すべきである。 図書館の運営、諸規程の制定改廃に関する事項を審議するため、学内の教職員を構成員として設置している図書委員会が主体となつて、学生に対し、無断持ち出し防止についてのガイダンスを行い、不明図書の増加の未然防止に努めております。 また、司書の館内巡視、及び窓口における資料貸出時における監視の強化を実施しています。 なお、長期延滞者への対応並びに図書館外部への無断持ち出しに対するセキュリティを強化するため、岐阜県立図書館の規程を参考に図書館資料の受入・保管・整理・廃棄に関する「岐阜県立看護大学図書館資料管理規程」、図書館出入口に設置してある無断持ち出し防止装置の運用に関する「無断持	

		ち出し防止装置の設置及び運用内規」、長期延滞者への督促に関する「所定の期日を過ぎても返却しない者に対する督促及び貸出停止の手続要領」を定め管理体制を整備しました。 (不明図書) 平成17年度 30冊 平成18年度 15冊
時間外勤務申請の押印漏れについて	現状では時間外手当に対する予算が決められていることから、予算額との調整がとられているようであり、いわゆるサービス残業を招きかねないことになるため、時間外勤務の必要があれば、命令権者が適正に命令を発して、時間外勤務手当を支給する必要がある。	業務の改善、効率化を推進しつつ、時間外勤務の必要性があれば、適正な命令のもと時間外手当を支給します。
旅費支出について	旅費の請求がまとまってなされることが事務ミスの生じる一因となっていると考えられるため、事務の平準化とミスの防止を図ることが必要である。	平成18年度より旅費支払い手順を定め、事務の平準化を図り、毎月の定期的な旅費の支払いによりミスを予防しています。

○県直営文化施設の管理の状況について
1 共 通

結 果 の 概 要		左記に対して講じた措置
項 目	概 要	
備品実査について	今後は、各現地機関の所属長及びその本行所管課はもちろんのこと、会計事務実地検査を行う出納管理課	会計規則の規定に基づき、適正に現物実査を行い処理します。 なお、会計事務特別検査においては、引き続き物品管理が重点検

		においてもそれぞれの立場で資産管理についての重要性を再認識し、現場での管理や外部からの牽制が有効となるよう、情報を共有して対応していく必要がある。
遊休備品の管理について	現物実査において遊休備品の有無を把握するよう徹底すべきである。	査項目の一つに位置づけられています。 会計規則第92条の3により、物品の現物と物品帳簿を照合する現物実査を年1回以上実施することとしておりますが、その結果のうち一定の不具合事案については、不具合原因と対応状況を所管課及び出納管理課へ報告することとし、情報共有を図っています。
	現物実査において、遊休備品の有無を明確にし、施設内の活用の有無を確認し、使用しない備品は他機関への照会を通じて管理換を行うなど有効活用を図ります。 例えば岐阜県現代陶芸美術館では、平成19年度の現物実査にあつては、「遊休備品の洗い出し」を実査の留意事項に掲げ現況把握を行いました。	業務の改善、効率化を推進しつつ、時間外勤務の必要があれば、適正な命令のもと時間外勤務手当を支給します。

2 岐阜県美術館

結 果 の 概 要		左記に対して講じた措置
項 目	概 要	
基金の存在につ	基金の目的である美術品	美術品取得基金は、美術館の美

いて	の購入自体もままならない状況にあるので、基金の設置自体を条例廃止も含めて見直すべきである。	術品収集方針に合致し、その取得のタイミングを逃すと取得できないような美術作品を購入する場合に活用する資金で、本来は後日購入作品を一般会計予算で買い戻す計画のもとに執行するものです。現在、買い戻しが十分にできていないことから、基金の現金額は減少し、本来の機能が低下しています。このことから、基金の廃止を行うことは、美術館活動の基本のひとつである収集事業の継続が困難となり、また美術品購入の機能を失する恐れがありますので、存続していききたいと考えます。
----	---	--

3 岐阜県博物館

結 果 の 概 要		左記に対して講じた措置
項 目	概 要	
旅費支払について	必ず必要な書類がなければ支払わないことを徹底するとともに、期限を決めて精算をこまめに行ってもらう制度を整えるべきである。	総合財務会計システムでは、復命済みの旅行を毎月2回に分けて支出金調書が自動作成されるため、書類の不備はなくなりました。また、必要な書類が確認された事実のみ支払いを行います。
博物館協会の費用負担について	協会運営上の経費である以上、会員にも相応の負担をしてもらう必要があり、会費の増額も検討すべきである。	会費負担の軽減と公平性のため、会員の必要経費はそれぞれの所属で負担することにしておりますが、協会運営上の経費であることから、協会に対して、理事会、総会等で会費の増額を検討するよう指導します。

4 岐阜県図書館

結 果 の 概 要		左記に対して講じた措置
項 目	概 要	
古地図の購入について	購入の際には、金額と価値のバランスを十分に検討し、年度ごとに実情に即した価値評価を行ってその都度購入件数と金額を決めていくか、または最初に全部購入するのであれば正式な契約書を作成するか、方針を明確にしておくことが必要である。	岐阜県図書館世界分布図センターでは、空間的な広がりや時間的広がりを持つ地図の図書館を目指し、地域別（岐阜県、日本、世界）、種類別（一般図、主題図）という観点から地図の収集を行ってきました。古地図の収集は、その購入計画及び利活用の指導と助言を得るための外部の有識者による収集委員会及び購入する古地図の適正な価格を諮問鑑定する鑑定委員会を経て、各年度の予算の範囲内で必要な古地図を購入してきたものです。これまで、古地図収集委員会において古地図から読み取れる時代の情報が多いもの、色彩・デザイン等価値の高いものから順次鑑定を踏まえ購入してきました。これにより、独特な表現や美術的魅力を持つ古地図が収集できたこと、地域別、種類別の概ねバランスのとれたコレクションが構築できたことから、当購入事業は平成19年度で終了する予定です。

5 岐阜県現代陶芸美術館

結 果 の 概 要		左記に対して講じた措置
項 目	概 要	
実行委員会方式による企画展開催について	県のみが追加的に負担することのないようにすることが必要であり、また、責	実行委員会方式を次の理由により採用しております。 マスコミの持つ広報・企画・

			任の明確化、経理の更なる透明化の観点から、安易に実行委員会方式を採用することは望ましいとは言えず、仮に実行委員会方式を採用するにしても、意思決定に関する議事録等の作成やその文書の保管を徹底すべきである。	調査能力を活用することで、新聞社等が主催する文化事業に位置づけられるため多様かつ充実した企画展の開催が可能であること。 新聞社等の積極的な広告等で集客が進み、観覧料収入が増える見込みがあること。 外部資金を積極的に導入することで県負担を軽減できること。 県直営では、国際陶磁器フェアスライバルとのタイアップによる前売券の発売が困難であること。
チケット管理について	結果的には不一致は一枚であったが、連番を付して管理簿で管理しているのであり、定期的な照台等を実施してより適切な管理が必要である。	管理方法や管理簿との定期的な照台等を明記した規定を整備し、適切に管理しています。		

平成二十年二月二十八日印刷
平成二十年二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む。））
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜飯尾文芸社